

1 2 月 1 3 日 (第 1 日)

12月13日（火）第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	片平司
12番	林久光	13番	登地靖徳
14番	浜西金満	15番	山本一也
16番	新家勇二	17番	野崎剛睦
18番	山根啓志		

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	塚田秀也	総務部長	山本修司
市民生活部長	山田淳	福祉保健部長	峰崎竜昌
産業部長	長原和哉	土木建築部長	木村成弘
企画部長	渡辺高久	会計管理者	島津慎二
教育次長	小栗賢	危機管理監	岡野数正
消防長	丸石正男	企業局長	前政司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	志茂典幸
議会事務局次長	前田憲浩

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	市長所信表明
日程第5	選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第6	報告第9号 専決処分の報告について（広島縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島縣市町総合事務組合規約の改正について）
日程第7	同意第2号 公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 8	同意第 3 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 9	同意第 4 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 1 0	同意第 5 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 1 1	同意第 6 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 1 2	諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 1 3	議案第 7 0 号	江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 4	議案第 7 1 号	江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 5	議案第 7 2 号	江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 6	議案第 7 3 号	江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 7	議案第 7 4 号	江田島市税条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 8	議案第 7 5 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 1 9	議案第 7 6 号	平成 2 8 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 0	議案第 7 7 号	平成 2 8 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 1	議案第 7 8 号	平成 2 8 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 2	議案第 7 9 号	平成 2 8 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 3	議案第 8 0 号	平成 2 8 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 4	議案第 8 1 号	平成 2 8 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 5	議案第 8 2 号	平成 2 8 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

開会（開議） 午前10時00分

○議長（山根啓志君） ただいまから平成28年度第6回江田島市議会定例会を開きます。

ただいまの出席議員は17名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（山根啓志君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 皆さん、おはようございます。

このたび、12月5日付で江田島市長に就任をいたしました、明岳周作でございます。どうぞよろしく願いいたします。

第6回江田島市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、市民の皆様には、早朝から定例会の傍聴にお越しをいただき、心からお礼申し上げます。

私の就任挨拶と、今後の市政運営につきましては、後ほど所信表明を述べさせていただきます。

それでは、11月24日、第5回臨時会閉会後の市政の主な事柄につきまして、5項目報告を申し上げます。

まず、第1点目が、江田島市国際スポーツ親善交流会についてでございます。

11月27日、スポーツセンターで、第4回江田島市国際スポーツ親善交流会を開催いたしました。この交流会は、本市に居住し、または就労している外国人市民の方と、スポーツを通じて国際交流と親善を図ることを目的としたものでございます。

当日は、雨天のため、サッカーの部を中止し、急遽、バドミントン団体の部に切りかえて実施をいたしました。市内の事業所に就労する外国人市民の方、江田島警察署、えたじま国際ボランティアグループなどから、外国人35人を含む58人が、バドミントン男子11チーム、女子7チーム、団体戦4チームに分かれて競技を行いました。

今回は、スポーツセンターの会議室で、本市の多文化共生相談員と日本語ボランティアによる国際交流コーナーを設け、応援に来ていた子供たちとゲームや会話により、楽しく交流を深めました。

今後も、スポーツなどによる国際交流事業を行い、さまざまな活動を通じて、外国人市民の方と交流を深めてまいります。

御協力いただいた関係機関、団体の皆様には感謝申し上げます。

2点目は、江田島バス株式会社の経営状況についてでございます。

平成28年12月1日付で江田島バス株式会社から、第29期（平成27年10月1

日から平成28年9月30日まで)の決算について報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出いたします。

今期の経営状況について、路線・貸し切りを合わせた収支は、収入が1億7,772万6,000円、支出が1億6,405万2,000円で、1,367万4,000円の利益となっています。

引き続き、路線バスの効率化について検討するとともに、経営改善に取り組むよう努力してまいります。

3点目は、人権週間関連行事についてでございます。

12月4日、農村環境改善センターで、第12回ヒューマンフェスタ江田島を開催いたしました。このイベントは、誰もが住みよいと思えるまちづくりをテーマに実施し、約340人の方に来場いただきました。

当日は、人権啓発パネルの展示、市内小中学生から募集した人権作文やポスターの優秀作品者への表彰式、優秀作文の朗読、多文化共生相談員が感じた「島の暮らし」の意見発表のほか、子供映画上映会として「ベイマックス」の鑑賞を行いました。メインの講演会では、漫才師の島田洋七さんが、「がばいばあちゃんから教えてもらった大切なもの」と題して、自分の人生論や経験、祖母との生活などについて講演いたしました。

また、12月5日には、江田島市人権擁護委員会委員が、啓発活動の重点目標「みんなで築こう人権の世紀 考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心」をスローガンに、市内全域をパレードいたしました。

4点目は、各種定期総会等についてでございます。

このことについて、別紙1のとおり開催され、市長、副市長及び関係部課長が出席いたしました。

最後に5点目は、工事請負契約の締結についてでございます。

別紙2のとおり契約を締結いたしております。

以上で、市政報告を終わります。

○議長(山根啓志君) 以上で市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による平成28年10月に係る例月出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。朗読は省略いたします。

以上で議長報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(山根啓志君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、3番 上本一男議員、4番 中下修司議員を指名いたします。

### 日程第3 会期の決定

- 議長（山根啓志君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りします。  
今期定例会の会期は、本日から12月22日までの10日間といたしたいと思っております。  
これに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。  
よって、会期は10日間と決定いたしました。

### 日程第4 市長所信表明

- 議長（山根啓志君） 日程第4、市長所信表明を行います。  
明岳市長。

○市長（明岳周作君） 本日、平成28年第6回江田島市議会定例会を招集しましたところ、議員各位の御出席をいただき、開会の運びとなりましたことに対し、感謝とお礼を申し上げます。

このたび、私は、さきの市長選挙におきまして、多くの市民の皆様から御信任をいただき、第3代の江田島市長に就任いたしました。

市民の皆様から注がれる市政への大きな期待をひしひしと感じており、その職責の重さに身が引き締まる思いでございます。それとともに、この緊張感の中、江田島市発展のため、これからの人生をかけ「『ワクワクできる島』えたじま」づくりに向けた決意を新たにしているところでございます。

本定例会は、市長就任後、初めての市議会でございますので、冒頭の貴重なお時間をいただきまして、就任の御挨拶と、今後の市政運営につきまして、私の所信の一端を申し上げ、市民の皆様並びに議員の皆様への御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

さて、本年は、リオオリンピック・パラリンピックが開催され、多くのメダリストが誕生するとともに、地元広島のプロ野球チームである広島東洋カープが、25年ぶりにリーグ優勝するなど、スポーツの分野で明るい話題があったように思います。

また、5月には、アメリカ合衆国のオバマ大統領が、現職として初めて広島市の平和記念公園を訪問し、8月には天皇陛下が、象徴としてのお務めについてお言葉を述べられるなど、大きな時代の変化を感じさせる出来事もありました。さらに、まさかと思われていたイギリスのEU脱退の国民投票の結果や、アメリカ大統領選挙、韓国の大統領罷免の運動など、時代はとてつもないスピードで、めまぐるしく変化をしております。こうした変化は、私たちに無関係ではないと思っております。

江田島市においても、私は、一時の停滞も許されない状況であると感じております。

こうした中、我が江田島市の状況を振り返りますと、平成16年11月1日の合併以来、12年を経過したところでございます。

この間、市政においては、第1次総合計画では「自然との共生・都市との交流による

海生交流都市」を、また、第2次総合計画では「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」を将来像として掲げ、オリーブ振興や体験型修学旅行の誘致などによる魅力づくりや、市役所庁舎や市営船のあり方の整理、地方分権や自治体間連携への対応、行財政改革の推進など、江田島市の活力づくりや基盤整備を着実に進めてこられました。

市政運営に当たられた歴代市長や、議員の皆様方、そして市民の皆様、さらには職員を初めとするまちづくりにかかわってきた多くの先人のたゆまぬ御努力に対し、改めて心から敬意を表する次第でございます。

しかしながら、合併当時、約3万1,000人を超えていた人口は、直近の平成27年国勢調査では、約2万4,000人まで減少、高齢化率も40%を超えている厳しい状況であり、残念ながら、人口減少や少子高齢化の抑制には至っておりません。

これからの江田島市は、より一層、人口減少・少子高齢化への対策や、将来を見据えたまちづくりが必要でございます。

平均して年間約500人のマイナスの人口減少の要因は、突き詰めると、生まれてくる子供より、亡くなる方の数が多いこと、そして、市内へ転入される方より、就職などを契機として、市外へ転出される方が多いことに尽きると思います。

したがって、私は、市内へ「しごと」をつくり出すこと、若い世代の方が子育てしやすい環境をつくること、健康寿命を延ばすこと、この3つをこれからの江田島市の重要なテーマとして、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

近年、国政においては、地方創生を掲げ、また、県政においても、中山間地域振興条例を制定するなど、本市のような地方都市・中山間地域の活性化を積極的に支援する姿勢を示しておられます。

今、江田島市では、現状を打破し、明るい未来を切り開くための変革が求められております。

これからの市政においては、これまで築いてきた成果を生かしつつ、地方への追い風を活用しながら、住む人も、訪れる人も「『ワクワクできる島』えたじま」づくりに向けた施策を強力に推し進めていく必要があると考えております。

それでは、私が市長選挙に当たり掲げました重点政策について、その決意と考え方を申し上げます。

まず、私は、市政を運営する基本的な姿勢として、「熱意・誠意・創意」を胸に、物事に取り組んでまいります。

熱意のないところには何も生まれません。誠実という心がないと信頼は生まれません。創意を図らないと、きょうよりあすへと前進することができません。

私は、人が何かをなし遂げるために欠かせない、この「熱意・誠意・創意」をもって、「『ワクワクできる島』えたじま」づくりに、みずからが全力で取り組んでまいります。

その上で、人口減少という課題に果敢に挑戦し、かつ「『ワクワクできる島』えたじま」を実現していくため、先ほど申し上げたように、仕事の創出、子育てしやすい環境づくり、健康寿命の延伸という3つのテーマに関する施策を重点的に推し進めてまいります。

まず、1点目の仕事の創出についてでございます。

将来を支える若い世代が、江田島市に住み続けるためには、地域に生き生きと働くことができる「しごと」があり、活発な経済活動が営まれることによるにぎわいや活力を感じられることが必要と考えております。

このため、カキ、地魚、ミカンをはじめとするかんきつ類やオリーブなど、地域の宝である「島の恵み」のブランド化や6次産業化を進め、産業としての競争力を高めてまいります。

また、海遊びや山遊びに適した穏やかな自然環境や、旧海軍兵学校に代表される歴史遺産などを活用した、周遊・滞在型観光を推進し、市内観光の拠点となる魅力ある宿泊観光関連施設の建設に取り組むことにより、観光産業の活性化を図ってまいります。

さらには、温暖な瀬戸内の島であり、かつ、広島市・呉市という都市圏に隣接するというイメージのよさや地の利を生かし、学校跡地等の遊休地への企業誘致を促進するなど、江田島市の強みや価値を最大限に活用し、仕事の創出を図ってまいります。

次に、2点目の子育てしやすい環境づくりについてでございます。

「江田島で子育てがしたい」と感じることができるよう、魅力的で、かつ安心して子供を育むことができる環境を構築することは、子供を持つ若い世代、そして未来を支える子供たちにとって、大変重要なことであると考えております。

このため、遊具や駐車場を備えた子育て支援センターを整備するとともに、延長保育の拡充や病児保育導入による保育サービスの強化により、働いている方にとって、安心して子供を預けることができる魅力的な環境を整えてまいります。

また、子育て家庭の大きな負担となっている学費や通学費に対し、奨学金免除制度の創設や高校生の通学費助成などの支援拡充を行うことにより、子育て家庭の負担軽減を図ってまいります。

江田島市の温暖で穏やかな気候や海や山などの美しい自然は、子供を育むのに適しておりますので、これらハード・ソフト両面の施策に取り組むことにより、江田島市の子育て環境にさらなる磨きをかけてまいります。

最後に、3点目の健康寿命の延伸についてでございます。

江田島市の活力を生み出すためには、市民の皆様が元気で健康であることが必要であります。

このため、ふれあいサロンやサークル活動への支援、気持ちよく体を動かすことができる人工芝グラウンドの整備などにより、人が活発に活動し、人とのつながりによるきずなを強め、健康に暮らすことができる環境を整えてまいります。

また、シルバー人材センターへの支援強化による高齢者の生きがいつくりや、地域包括ケアシステムの構築促進など、温かみのある、地域ぐるみの福祉・医療の充実を図ることにより、健康寿命も平均年齢も日本一の江田島市を目指して、取り組みを進めてまいります。

私は、これら3つを重点テーマとして、まちづくりを推進していく所存でございます。次に、それに際しての基本的な考え方を2点申し述べさせていただきます。

1点目は、施策を判断する基準についてでございます。

何事かをなそうとした場合、物事には、必ずさまざまな背景や事情があります。

しかしながら、私は、江田島市、そして市民にとって何が最善かという点を、唯一の判断基準として、議会の皆様や市民の皆様と議論を尽くし、施策を進めていきたいと考えております。

場合によっては、これまでの物事の考え方や進め方にそぐわないことがあるかもしれません。

しかしながら、それを変えることが、市にとって、あるいは市民の皆様にとって、最善の道であるならば、果敢に変革に取り組んでまいります。

2点目は、行政、江田島市職員の役割についてでございます。

我が国全体が、人口減少社会を迎えている状況において、江田島市が、将来にわたって元気で活力のある町であるためには、これまで以上に、江田島市の職員一人一人が自覚を持って、思いを一つにし、江田島市をいい町にする、よりよい町にする、よりよい未来づくりに全力で挑戦していくことが必要であると思っております。

私は、市役所の職員は、市民の皆様の喜びをふやし、悲しみを減ずることがその役割であり、使命であると思っております。市民の皆様寄り添って業務を遂行する、このことが重要であると思っております。

私は、職員の意欲と熱意を引き出し、よりよい江田島市づくりに向け、全職員一丸となってその役割を果たすことができる、強い行政組織の構築に取り組んでまいります。

江田島市は、恵み多き島であります。

私は、これまで申し上げた取り組みを、市民の皆様、そして市外の江田島市を応援してくださる皆様と心一つにして推し進めることにより、私たちの子や孫の代に、この素晴らしい「『恵み多き島』えたじま」を、存在意義のある江田島市として引き継いでいけると信じております。

「念ずれば花開く」という坂村真民先生（熊本県出身の詩人）の言葉があります。この言葉は、ただ単に念じていれば、あるいはじっとお願いをしていけば、夢がかなうという意味ではありません。何事も一生懸命に、祈るように努力し実践すれば、おのずから道は開ける、夢や目標がかなうという意味であります。

皆様とともに、強い思いを持って実践をすることにより、江田島市をいい町に、よりよい町にしていきましょう。

私は、次世代を担う子供たちが、夢と希望が持てるような江田島、住む人も、訪れる人も「『ワクワクできる島』えたじま」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

以上、市政運営につきまして、私の所信を申し述べさせていただきました。

詳しい市政運営の方針につきましては、平成29年度、来年度の予算編成時に、再度、お示しをさせていただきます。

議員各位並びに市民の皆様におかれましては、私の江田島市に対する思いをお酌み取りいただき、今後の市政運営に関しまして格段の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（山根啓志君） 以上で市長所信表明を終わります。

## 日程第5 選挙第1号

○議長（山根啓志君） 日程第5、選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙についてを行います。

選挙の方法は、選挙・指名推選の方法がありますが、いかがいたしましょうか。

（「議長の指名推選」の声あり）

お諮りいたします。

ただいま、議長による指名推選の声がありましたので、選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

選挙管理委員には、岡本義紀君、御堂岡勝敏君、米田俊二君、峯本睦子君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岡本義紀君、御堂岡勝敏君、米田俊二君、峯本睦子君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理員補充員には、谷本誠一君、新宮茂樹君、長原成人君、熊倉町子君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました谷本誠一君、新宮茂樹君、長原成人君、熊倉町子君、以上の方が選挙管理員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

## 日程第6 報告第9号

○議長（山根啓志君） 日程第6、報告第9号 専決処分の報告について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の改正について）を議題といたします。

直ちに提出者から報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第9号 専決処分の報告について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の改正について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、市長の専決事項の指定についてに基づきまして、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の改正について専決処分したので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 専決処分いたしました報告第9号について説明いたします。

議案書の2ページをお願いします。

このたびの専決処分は、本市が加入いたします広島県市町総合事務組合の構成団体であります山県郡西部衛生組合が、平成29年3月31日をもって同組合を解散し、同年4月1日から広島県市町総合事務組合を脱退するため、地方自治法第286条第1項の規定により、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、この規約を改正することについて、平成28年11月29日、市長名をもって専決処分をしたものでございます。

内容について、専決処分書により説明いたします。

改正いたします規約のうち、別表1は、組合を組織する地方公共団体を、別表2は、組合の共同処理する事務を規定するもので、それぞれの表から、山県郡西部衛生組合を削除するものです。

附則として、この規約は平成29年4月1日から施行することとしております。

参考資料としまして、3ページから4ページにかけて改正規約案の新旧対照表を、5ページに関係規定を添付しております。

以上で、報告第9号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、報告第9号の報告を終わります。

## 日程第7 同意第2号

○議長（山根啓志君） 日程第7、同意第2号 公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、同意第2号 公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

平成28年12月15日で任期満了となる、公平委員会の委員 山田睦枝さんの後任として、次の者を公平委員会の委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

選任したい方は、住所が江田島市沖美町〇〇〇〇〇〇番地〇、氏名が川尻博文さんです。昭和〇〇年〇月〇日生まれ、63歳でございます。

川尻さんは、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関し識見を有する方でございます。

何とぞよろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、こと人事に関するものでありますので討論は省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

## 日程第8 同意第3号～日程第11 同意第6号

○議長（山根啓志君） 日程第8、同意第3号から日程第11、同意第6号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてまでの4案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました、同意第3号から同意第6号までの固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

最初に、議案書9ページ、同意第3号でございます。

平成28年12月15日で任期満了となる、次の固定資産評価審査委員会の委員を、引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

選任をしたい方は、住所が江田島市大柿町〇〇〇〇〇〇番地〇、氏名が二矢川敏郎さんで、昭和〇〇年〇月〇日生まれ、74歳でございます。

続きまして、議案書11ページ、同意第4号でございます。

平成28年12月15日で任期満了となる、次の固定資産評価審査委員会の委員を、引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

選任をしたい方は、住所が江田島市能美町〇〇〇〇〇〇番地〇、氏名が今田知二さんで、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ、69歳でございます。

続きまして、議案書13ページ、同意第5号でございます。

平成28年12月15日で任期満了となる、次の固定資産評価審査委員会の委員を、引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

選任をしたい方は、住所が江田島市江田島町〇〇〇丁目〇番〇〇号、氏名が久岡重樹さんで、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、69歳でございます。

続きまして、議案書15ページ、同意第6号でございます。

平成28年12月15日で任期満了となる、次の固定資産評価審査委員会の委員を、引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

選任をしたい方は、住所が江田島市沖美町〇〇〇〇〇〇番地、氏名が城山昭博さんで、昭和〇〇年〇月〇日生まれ、66歳でございます。

以上4件の同意でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本4案に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、こと人事に関するものでありますので討論は省略し、直ちに起立により採決に入ります。

最初に、同意第3号についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

## 日程第12 諮問第4号

○議長(山根啓志君) 日程第12、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

平成29年3月31日で任期満了となる、次の人権擁護委員を、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦したい方は、住所が江田島市江田島町〇〇〇丁目〇〇番〇号、氏名が中村和之さんで、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、69歳でございます。

中村さんは、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長(山根啓志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、こと人事に関することでもありますので討論は省略し、直ちに起立により採決に入ります。

お諮りいたします。

人権擁護委員の候補者として、中村和之君を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、中村和之君を適任とすることに決定いたしました。

日程第 1 3 議案第 7 0 号～日程第 1 6 議案第 7 3 号

○議長（山根啓志君） 日程第 1 3、議案第 7 0 号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてから、日程第 1 6、議案第 7 3 号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案についてまでの 4 議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました、議案第 7 0 号から議案第 7 3 号までについてでございます。

最初に、議案書 2 3 ページ、議案第 7 0 号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

人事院勧告に準じて、一般職の職員の給与を改定すること及び地方公務員法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書 3 6 ページ、議案第 7 1 号 江田島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

特別職の期末手当について、国家公務員に準じて改定することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書 3 9 ページ、議案第 7 2 号 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

本市議会の議員の期末手当について、国家公務員に準じて改定することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書 4 2 ページ、議案第 7 3 号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

人事院勧告に準じて、一般職の任期付職員の給与を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、ただいま一括上程されました議案について、順次説明をさせていただきます。

議案第 7 0 号について、説明をいたします。

議案書 2 4 ページから 3 1 ページにかけまして改正条文を、参考資料としまして、3

2 ページから 35 ページに新旧対照表を、47、48 ページに主な改正内容を添付いたしております。初めに、主な改正内容を説明させていただき、その後、議案の説明をいたします。

議案書 47 ページの参考資料をごらんください。

本定例会に上程いたしております、議案第 70 号から第 73 号までの 4 つの議案は、いずれも給与等に関するものでございますが、人事院勧告などに基づくものであるため、参考資料を一つに取りまとめ、議案関連部分を抜粋して説明をさせていただきます。

まず、議案第 70 号についてですが、今回一部改正を行う条例の名称は、縦 1 に示した次の 4 条例でございます。

- (1) 江田島市一般職の職員の給与に関する条例。
- (2) 江田島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例。
- (3) 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例。
- (4) 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例。

このうち、本議案に関する改正内容について、参考資料より関連部分を抜粋して説明をいたします。

人事院勧告に基づきます給与改定の主な改正内容は、3 点でございます。

まず、1 点目は、縦 2 にございます給料月額を引き上げでございます。(1) として、民間給与との格差を埋めるため、給料表の水準を平均で 0.2% 引き上げるものです。この実施時期は、(3) に示しております平成 28 年 4 月 1 日です。

2 点目の改正点は、縦 3 に示しております期末・勤勉手当の引き上げです。人事院勧告の内容は、(1) に示しておりますように、民間の支給割合に見合うように、次のとおり引き上げるものです。

ア、一般職は、0.1 月分、イ、再任用職員は、0.05 月分、それぞれ勤勉手当を引き上げることとしています。

平成 28 年度支給月数は、下の表にありますとおり表の一番上の行でございますが、一般職は、勤勉手当を 0.1 月分引き上げ、現行の年間合計 1.6 月分を 1.7 月分とします。

また、次の行にございます再任用職員は、勤勉手当を 0.05 月分引き上げ、現行の年間合計 0.75 月分を 0.8 月分といたします。

次に、48 ページをお願いいたします。

ただいまの支給割合の変更に伴いまして、平成 29 年度以降の支給割合の調整を行います。平成 29 年度以降の支給月数は表に示すとおりで、支給月数の合計は変更ございませんが、支給割合を 6 月期と 12 月期にそれぞれ等分に振り分けて調整しております。

(3) に示しておりますこの実施時期は、平成 28 年度分については、平成 28 年 12 月 1 日。平成 29 年度以降の支給については、平成 29 年 4 月 1 日です。

改正の 3 点目は、縦 4 に示しております扶養手当の見直しでございます。

人事院勧告の内容は、(1) に示しております配偶者に係る手当額を、他の扶養親族と同額まで段階的に減額するもので、下の表に示しております現行の 1 万 3,000 円を、平成 29 年度は 1 万円に、平成 30 年度以降は 6,500 円とするものでございま

す。(2)としまして、配偶者手当の減額分で得られる原資を子に係る手当に配分し、段階的に増額するもので、下の表に示しておりますとおり現行の6,500円を、平成29年度は8,000円に、平成30年度以降は1万円とするものでございます。

(3)としまして実施時期は、ともに平成29年4月1日からです。

それでは、改正条文の説明をいたします。

議案書の24ページをお願いします。

江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例としまして、第1条で給料表の改定、その別表を25ページから26ページに記載しております。

27ページをお願いします。

第2条で平成28年度の勤勉手当の引き上げを、第3条で地方公務員法の一部改正に伴う改正と、扶養手当の見直し及び平成29年度以降の勤勉手当の支給割合の調整をしております。

また、附則としまして施行期日など、給与の内払いのみなし規定を定めております。

続きまして、議案第71号及び議案第73号について説明いたします。

議案第71号及び第72号の一部改正等を行う2つの条例案について、初めに主な改正内容を説明させていただき、その後、各条文の説明をいたします。

議案書47ページの参考資料にお戻りください。

先ほどの議案第70号の説明と重複する部分がございますが、第71号及び第72号議案につきましても、人事院勧告による国家公務員の給与改定に基づくものであるため、参考資料から、議案関連部分を抜粋して説明させていただきます。

改正をお願いいたしますのは、縦1に示しております今回の一部改正等を行う条例の名称にお示しております次の2つ、(2)江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、(3)江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例でございます。

改正内容は、縦3の期末・勤勉手当の引き上げに示しておりますとおりで、(1)民間の支給割合に見合うように、ア、特別職及び議会議員の期末手当を0.1月分引き上げるものです。平成28年度支給月数は、下の表から2行目、3行目に示しておりますとおり、特別職及び議会議員の期末手当として、現行の年間4.2月分を4.3月分とするものでございます。

48ページをお願いします。

この支給割合の変更に伴いまして、平成29年度以降の支給割合の調整を行います。平成29年度以降の支給月数は、表に示しておりますとおり、支給月数の合計は変更ございませんが、0.1月分引き上げた支給割合を6月期と12月期にそれぞれ等分に0.05月分として振り分けて調整しております。(3)に示しております実施時期は、平成28年度については、平成28年12月1日。平成29年度以降支給については、平成29年4月1日です。

それぞれの議案の改正条文の説明をいたします。

議案書の37ページをお願いします。

江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条

例として、第1条で平成28年度の期末手当の引き上げを、第2条で平成29年度以降の期末手当の支給割合の調整を定めております。

なお、附則として施行期日等、期末手当の内払いのみなし規定を定めており、38ページには参考資料として、条例案新旧対照表を添付しております。

議案書の40ページをお願いします。

江田島市議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例として、第1条で平成28年度の期末手当の引き上げを、第2条で平成29年度以降の期末手当の支給割合の調整を定めております。

なお、附則として施行期日等、期末手当の内払いのみなし規定を定めており、41ページには参考資料として、条例案新旧対照表を添付しております。

続きまして、議案第73号について説明いたします。

参考資料47ページにお戻りください。

これまでの3議案と重複する部分がございますが、第73号議案につきましても、人事院勧告に基づくものであるため、参考資料から、議案関連部分を抜粋して説明させていただきます。

今回、一部改正等を行う条例の名称は、1に示しておりますもののうち、(4)江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例です。

人事院勧告に基づく給与改定の主な改正内容は、2点ございます。

まず、1点目は、縦2に示しております、給料月額引き上げです。(2)にお示しております特定任期付職員の給料月額を、国と同じ俸給月額に改定し、下の表に示しておりますとおり1号給、2号給について、それぞれ1,000円を引きあげるものです。(3)としまして、この実施時期は平成28年4月1日からです。

2点目の改正点は、縦3に示しております期末手当の引き上げでございます。

人事院勧告の内容は、(1)として民間の支給割合に見合うように、ア、特定任期付職員は0.1月分引き上げ、平成28年度支給月数は、表の一番下の行に示しております特定任期付職員の期末手当として0.1月分引き上げ、現行の年間合計3.15月分を3.25月分とします。

次に、48ページをお願いします。

この支給割合の変更に伴い、平成29年度以降の支給割合の調整を行います。平成29年度以降の支給月数は、表に示すとおりで支給月数の合計は変更ございませんが、0.1月分引き上げた支給割合を、6月期と12月期に等分に振り分けて調整しております。(3)実施時期としまして、平成28年度については、平成28年12月1日。平成29年度以降の支給については、平成29年4月1日です。

改正条文の説明をいたします。

議案書の42ページをお願いいたします。

江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例のうち、第1条で給与月額引き上げを、第2条で平成28年度の期末手当の引き上げを、第3条で平成29年度以降の期末手当の支給割合の調整を定めています。

なお、附則として施行期日等、期末手当のみなし払いの規定を定めており、45ペー

ジには参考資料として、条例案新旧対照表を添付しております。

なお、本条例案に定めております特定任期付職員の採用は、現在のところ、本市ではございません。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本4議案に対する質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 人事院勧告でしようがないのもあるんかもわからんですが、ちょっと気になるのは48ページの説明のところなんですけど、いわゆる民間賃金との格差を是正するために賃上げということになっておるんですけど、扶養手当が見直しをされておるわけなんですけど、これを、てんびんにかけた場合に、生涯賃金はどういうふうになるんですか。ふえるんですか、減るんですか。減るんじゃないかと思うんですけどね、私は。ほんなら、何のための人事院勧告かなというふうに考えるんですけど、その辺、これ人事院勧告やからね、私は知らんのじゃと言われてもしようがないんですけど、あなた方は多分、そういう計算しておると思うんですけど、どういうふうになるのか。

それともう1点は、再任用の方の賃金は、これ今、幾らになっておるのか、その2点。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） ただいまの、扶養手当の改定に伴う片平議員からの御質問ですが、今回の扶養手当の改定につきましては、資料48ページに示させていただいておりますとおり、配偶者の手当を段階的に引き下げ、これで得た原資を子の手当てに配分するという事で、配偶者の手当が現在1万3,000円から6,500円に減額されます。これで得られた原資を、子の手当てが現在6,500円のを1万円に引き上げるといふものでございますので、人事院勧告の趣旨は、女性の方も活躍していく社会の基盤を整備しようということが1点と、もう1点は、子育て支援に対してより手厚く扶養手当を引き上げていこうという趣旨でさせていただいておりますので、本市におきましてもこの趣旨に鑑みて、今回、改定をお願いするものでございます。

そしてもう1点、再任用職員の給与でございますが、議案第70号に示しております給与改定表が26ページにお示ししておりますけれども、再任用職員については、今回、改定をお願いする額が26ページの3級のところを見ていただいて、3級のところの一番下に再任用職員という欄がございますが、ここに示しております25万4,400円、この額に今回、引き上げをお願いさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） それで、再任用の賃金はいいんですが、私、扶養手当を削ってよ、扶養手当を削って子供のそういう手当に回していう、こそくな考えを政府はやっておるわけなんじゃけど、これじゃ、さっき言った生涯賃金、生涯賃金はふえるんですか。計算してみにゃわからんと思うんですけど、計算した場合には。これから何年も勤

めるわけだからね。これどうなるんですか。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 申しわけありません。生涯賃金としては計算しておりませんが、この考え方でいくと、配偶者の方の手当は下がりますが、子供さんがたくさんいらっしゃれば、子供さんに対する扶養手当は上がるわけですので、家族構成によって、生涯賃金の考え方が変わってこようかと思えます。御夫婦だけの家庭であれば、生涯賃金下がってまいりますけれども、子育て世代に対しては、生涯賃金は上がってくるというような考え方になるのではないかと思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかにありませんか。

4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 議案第72号の江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてですけど、人事院勧告があれば、必ず条例改正案を出さなければいけないのか。もし、出さなければ、職務怠慢になるのか、法律違反になのかと。それとも、どうせこれは議決事項、条例改正の議決事項だから、議会の判断を仰ぐから、とにかく人事院勧告があれば、議案を提出するというのか、はっきりそのあたり、簡単に答えていただきたいと思えます。出さなくて、人事院勧告があっても、今回のような0.1カ月分の期末手当の増額ですね、報酬審議会にもかけられないと。そういうものは出さなくていいものか、必ず出すべきものなのかという1点だけ、簡潔に答えていただきたいと思えます。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議員報酬の改定についてというお尋ねでよろしいでしょうか。

○4番（中下修司君） はい。

○総務部長（山本修司君） 必ず、人事院勧告があったから、必ず法的に出さなければならぬというものではないと思えます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論と採決を行います。

初めに、議案第70号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第70号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第71号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第72号 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

4番 中下議員。

○4番(中下修司君) 議員報酬については、私が議員になって、来年10月でまた選挙があるわけです。議員になって、これで4回目の改正です。人事院勧告とか、それから報酬等審議会でそういう方針とかで、そのたびにあるんですけど、本来、前にことしの2月議会でも言ったと思うんですけど、議員というのは立候補するときには、報酬もわかってるわけですね。それで、この4年間やっていこうというのが、どういうんですかね、建前で立ってるわけです。それが、このたびで4回目だと、私が議員になって。今回は、0.1カ月分ですけど、その0.1カ月の増改定が出されていると。だから議員の報酬とか期末手当というのは、4年間活動してみて議員間で、次の議員、来年の10月以降の議員はどうあるべきかと。今まで、どうもこれは少ないよだというのであれば、来年の9月議会で、次の議員にはこうしてあげたいというのが、私は、どうい

のか、きれいな、市民の皆さんに納得していただけるやり方だと思うんです。

特に前回、議員になって最初のときに、最初の議会ですが、すぐ27万円が32万円に上がったわけですね。恐らく議員の皆さんは、一般市民から聞かれるのは、議会はどうですか、大変ですかということと、どれぐらい議会の回数があるんですかと、それと議員報酬はどれぐらいですかと聞かれることが多いです。ほかに、いろいろな施策についても聞かれることが多いんですけど。だからもう少し、私としては、今回あたりの0.1カ月分を、行政のほうから、執行部のほうから条例改正を上げてもらうというのは、甚だ私にとっては迷惑だと。それなら9月に、来年の9月、選挙前に次の議員はどうあるべきかと、報酬はということで上げてもらいたいということで反対をいたします。

以上です。

○議長（山根啓志君） 次に、賛成討論はありますか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 2番議員、酒永光志は、本議案に賛成の立場で討論を行います。その理由について、私の意見を述べさせていただきます。

今回の改定は、報酬額の改定にあらず、人事院勧告に準じて改定される一般職の給与及び国家公務員に準じて改定される特別職の給与改定に同じく期末手当の支給月数が改定されるもので、平成28年度支給分を0.1月分引き上げるものでございます。

我々議員は、議会活動のほか、地域における住民ニーズの把握や各種行事への参加等、さまざまな議員活動を行っております。都市部を中心に、その専門化が進んでいるところでございます。

一方、地方選挙では投票率も低下傾向とともに、近くでは神石高原町の町長・議員のダブル選挙が無投票当選となるなど、住民の関心の低さや、地方議会議員のなり手不足も懸念されておるところでございます。

幅広い層からの政治参加や、これから議員を志そうとする者のためにも、今回の改定は必要と考え、この議案に賛成をいたします。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（山根啓志君） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第72号 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第73号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

11時30分まで休憩いたします。

(休憩 11時18分)

(再開 11時30分)

○議長(山根啓志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第17 議案第74号

○議長(山根啓志君) 日程第17、議案第74号 江田島市税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第74号 江田島市税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

地方税法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 山田市民生活部長。

○市民生活部長(山田 淳君) それでは、議案第74号について説明いたします。

議案書51ページをお開きください。

内容については、50ページ、51ページに改正条文、52ページに新旧対照表、53ページに参考資料として江田島市税条例の改正要旨を添付しております。53ページの改正要旨により説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正により、固定資産税の減額措置のうち地方税法が定める特例率の基準を範囲内において条例で定めるものとされる、通称わがまち特例の対象が特定再生可能エネルギー発電設備等6項目追加されたため、課税標準の特例率を定めるものでございます。

いずれも、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに取得した償却資産を

対象といたします。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございます。

国が示す基準どおり第5項におきまして、津波防災地域づくりに関する法律による津波対策の用に供する償却資産について、課税標準を2分の1と規定いたします。

第8項におきまして、太陽光発電設備のうち電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法による認定発電設備の対象外である設備について、課税標準を3分の2といたします。

なお、太陽光発電設備につきましては、対象の償却資産等に改正がありましたので、改正内容を表に整理し記載をしております。

第9項で、風力発電設備に係るものを3分の2、第10項で水力発電設備に係るものを2分の1、第11項で地熱発電設備に係るものを2分の1、第12項でバイオマス発電設備に係るものを2分の1とそれぞれ規定を追加しております。

そのほかの項につきましては、特例の追加に伴い項番の整理を行ったものでございます。

課税標準の特例期間は、いずれも新たに固定資産税が課されることになった年度から3年度分とされております。

50ページをお願いいたします。

附則第1条におきまして、施行期日を平成29年4月1日とし、50から51ページにかけて附則第2条から第8条において、経過措置を定めております。

以上で、議案第74号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第75号

○議長（山根啓志君） 日程第18、議案第75号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第75号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

シーサイド温泉のうみ及びサンビーチおきみについて、株式会社休暇村サービスを指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議案第75号について説明いたします。

本議案は、平成29年3月31日に指定期間が満了いたしますシーサイド温泉のうみ及びサンビーチおきみの2施設について、公募により選定した者を、指定管理者として指定したいので、提案するものでございます。

それでは、今回指定したい公の施設の名称、指定管理者、指定の期間について御説明いたします。

施設の名称は、シーサイド温泉のうみ及びサンビーチおきみの2施設です。

指定管理者は、団体名、株式会社休暇村サービス、所在地、東京都台東区上野7丁目6番5号で、指定期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間としております。

55、56ページをお開きください。

参考資料としまして、施設の名称、施設の概要、指定団体（候補者）の概要、それから、指定管理者の業務の範囲、選定の理由などを記載いたしております。

なお、予定する年間指定管理料は、1,028万6,000円（税込）でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 能美ロッジがやまるわけなんだけど、あれを含めて3施設で1,000万円であったんですよね、今までは。2施設で、やっぱり1,000万円というのは、どういう根拠なんですか。

○議長（山根啓志君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） これまで、3施設の各施設の収支状況を見てみますと、休止する能美海上ロッジが、多少、収益のプラス要因でありました。そして今度は、サンビーチおきみが期間営業だったのが通年営業ということになりまして、こちらのほうではより赤字が拡大するというふうに判断しております。

しかし、近年、シーサイド温泉のうみのカキ小屋等の営業許可による収支の改善が見られていること、サンビーチおきみの魅力の発信の効果を図るなどの営業努力等を考慮しまして、さらに現在の市の財政状況を考慮して、据え置き1,028万6,000円ということにさせていただきました。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） どっちにしても、それともう一つは、今まで5年であったと思うんじゃけど、2年、今度は。だから、5年にせんかったというのは、向こうがね、国民休暇村のほう5年間、どうもやっても余り意味がない。こういう言い方は悪いんじゃけど、余りようないんじゃないか思って2年にしたのかどうかはわからんので、その辺は答えてもええんじゃけど。それと、やっぱり今までどおり1,000万円払って、魅力事業を発展さすいうてもですね、なかなかそこがうまいぐあいにかんから、能美ロッジは耐震化もあるんじゃけど、余りもうかってない。サンビーチは、まだ行く人が少ないんですよ。どうやってその、魅力事業を交わさすんか具体的なもん、むこうも出しておるんでしょ。その辺はどうなんですか。2年間にするということと、こういうふう改善して行ってやりますんでいうふうな、計画書みたいなもん出しとるでしよ事業者とういうのは。

○議長（山根啓志君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） まず最初に、2年間とした理由は、新たな新施設を設置するということがありまして、残りのサンビーチおきみ、シーサイド温泉のうみについては、その新施設と合わさってどういう運営をしていくかということがありますので、まず2年間にさせていただきました。

そしてもう一つ、経営改善の方策については、指定管理者選定委員会の中において、各事業所のほうから指定申請の関係書類を出していただいております。その中で情報発信についての項目、より魅力のあるもの、地域としての施設の魅力、それをPRして行って、改善していきますよというようなことを外部委員を含めた委員の中で検討した結果、休暇村サービスで大丈夫であろうということで、今回、議案として上程させていただいたという次第でございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） うまいぐあいってくれりゃあ文句はないんだけど、サンビーチじゃなしに、グリーンピアね、ありますよね、安浦に。市長はよう知つとる思うんじゃけど。ここはね、どうも撤退するみたいな、今やりよる人がね、あそこが撤退するわけでね、これ今どこがやりよるか知らんのじゃけどね。おきみのサンビーチがうまいぐあいにいってくれりゃあ、そらええんですが、2年間たって、もう私は撤退します言われたらですね、今度、700万円補正予算組んでますよね、設備をリニューアルするいうんで。全部無駄になるんじゃないか思うんだけど、この辺はしっかりやってくれりゃあええとは思わんだけどね。先の見通しはあるんでしょ。

○議長（山根啓志君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 江田島市の第2次総合計画の中で、交流人口100万人を目指しているというところが一つ戦略にあります。それを目指して、鋭意努力しようとして、そして新市長の方針の中でも、宿泊施設というものは、必須の施設であるというふうに話がありましたので、どんどん進めて、その目標を目指して頑張りたいと思います。以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより直ちに採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（賛成者起立）

起立多数です。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
この際、暫時休憩いたします。  
13時まで休憩いたします。

（休憩 11時45分）

（再開 13時00分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第19 議案第76号

○議長（山根啓志君） 日程第19、議案第76号 平成28年度江田島市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。  
明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第76号 平成28年度江田島市一般会計補正予算（第3号）でございます。

平成28年度江田島市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正

第1条 第1項 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,135万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ164億120万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議案第76号 一般会計補正予算（第3号）につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をいたします。

事項別明細書の28、29ページをお願いいたします。

最初に歳入からでございます。

13款使用料及び手数料、2項手数料、6目消防手数料は、特定屋外タンク保安検査手数料の増額補正です。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、保険基盤安定負担金の増額補正です。

3目災害復旧費国庫負担金は、本年1月に発生しました畑漁港施設災害復旧事業に対する負担金の増額補正です。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は、臨時福祉給付金給付事業費補助金及び事務費補助金の増額補正です。

4目農林水産業国庫補助金は、内示額の減に伴う農山漁村地域整備交付金の減額補正です。

5目土木費国庫補助金は、内示額の減に伴う道路維持管理、道路改良及び都市下水路ポンプ場関係の社会資本整備総合交付金の減額補正です。

6目教育費国庫補助金は、国の補正予算（第2号）に伴う学校施設環境改善交付金の増額補正です。

30、31ページをお願いします。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は、保険基盤安定負担金の増額補正です。

2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は、水産基盤整備事業補助金及び地域水産物供給基盤整備事業補助金の減額補正です。

6目土木費県補助金は、急傾斜地崩壊対策事業費補助金及び急傾斜地維持管理に係る県移譲事務交付金の減額補正です。

8目教育費県補助金は、3項委託金、4目教育費委託金との組み替えに伴う県教委指定事業補助金の減額補正です。

17款1項寄附金、2目指定寄附金は、民生費寄附金として保育施設への寄附、教育費寄附金として切串小学校、江田島中学校への寄附がありましたので、増額補正を行っています。

32、33ページをお願いします。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、このたびの財源調整として減額補正を行っています。

20款諸収入、5項4目雑入は、臨時福祉給付金事業に伴う臨時職員社会保険料の増額補正です。

21款1項市債、1目総務債は、路線バス購入費補助事業に係る過疎対策事業債(過疎地域自立促進特別事業)、いわゆる過疎ソフト事業からハード事業への組み替え補正です。

4目農林水産業債は、海岸保全事業県負担金の増額に伴う公共事業等債の増額補正です。

5目土木債は、急傾斜地崩壊対策事業の事業費減額に伴う一般単独事業債(合併特例債)の減額補正です。

6目教育債は、国の補正予算(第2号)に伴う、大柵中学校渡り廊下耐震事業及び空調機設置事業に係る一般単独事業債(合併特例債)の増額補正です。

9目消防債は、消防庁舎整備事業に伴う一般単独事業債(合併特例債)の増額補正です。続いて、歳出でございます。

今回の、歳出補正予算の主な内容は、国の補正予算(第2号)に伴います事業費の増額、臨時福祉給付金給付事業の増額、指定寄附に伴う備品購入などの増額、国・県支出金の内示額の減に伴います補助事業費の減額などの補正でございます。

また、人件費につきましては、人事院勧告に基づきます給与改正に伴う職員手当等の補正を各款・項・目において計上しております。

その内訳及び合計につきましては、64、65ページの給与費明細書にお示しをしております。

それでは、人件費関係を除きます主な補正について説明をいたします。

34、35ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は、旧大君保育園の民間事業者への有償貸し付けに伴います国・県補助金の返還金の増額補正です。

6目企画費は、過疎対策事業債の組み替え補正に伴います財源更正です。

このページ下の段から36、37ページをお願いします。

7目情報政策費は、社会保障・税番号制度に伴います基幹系システム改修業務委託料の増額補正です。

2項徴税费、2目賦課徴収費は、住民税データ入力的项目及び件数の増加に伴います業務委託料の増額補正です。

38、39ページ下段から40、41ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計繰出金で、国・県の保険基盤安定負担金の決定に伴います繰出金の増額補正を、臨時福祉給付金等給付事業費で、臨時福祉給付金及び事務費の増額補正を行っています。

3目老人福祉費は、介護保険(保険事業勘定)特別会計の補正に伴います繰出金の増額補正です。

42、43ページをお願いします。

2 項児童福祉費、3 目保育園費は、指定寄附に伴います保育施設の備品購入費の増額補正です。

4 目児童福祉施設費は、仮移転中の子育て支援センターの光熱水費の増額補正です。

4 4、4 5 ページをお願いします。

3 項生活保護費、1 目生活保護総務費は、レセプト管理システム導入業務委託料などの増額補正です。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、6 目環境衛生費は、合併浄化槽設置補助金の見込み増に伴います増額補正です。

4 6、4 7 ページをお願いします。

6 款農林水産業費、1 項農業費、4 目農村整備費は、海岸保全事業県負担金の増額補正です。

4 8、4 9 ページをお願いします。

3 項水産業費、3 目漁港費は、修繕費の増額補正及び国・県支出金の内示額の減に伴います工事請負費などの減額補正です。

7 款、1 項商工費、3 目観光費は、宿泊施設事業特別会計の補正に伴います繰出金の増額補正です。

5 0、5 1 ページをお願いします。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費は、地域開発事業特別会計の補正に伴います繰出金の増額補正です。

2 項道路橋梁費、1 目道路維持費は、国庫支出金の内示額の減に伴います事業費の減額補正です。

2 目道路新設改良費は、道路改良事業費で、国庫支出金の内示額の減に伴います事業費の減額補正を、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費で、事業の実施状況による予算の組み替え補正を行っています。

5 2、5 3 ページをお願いします。

3 項河川費、2 目砂防費は、県支出金の減に伴います事業費の減額補正です。

4 項港湾費、1 目港湾管理費は、中町港駐車場の目的外使用に伴います駐車場整備費用の増額補正です。

5 4、5 5 ページをお願いします。

5 項都市計画費、1 目都市計画総務費は、都市計画変更図書作成費用の増額補正です。

2 目都市下水路費は、国庫支出金の内示額の減に伴いますポンプ場・排水機場の補助事業費の減額補正です。

5 6、5 7 ページをお願いします。

9 款、1 項消防費、1 目常備消防費は、消防活動事業費で、特定屋外タンク貯蔵所保安検査審査委託料の増額補正を、消防庁舎建設事業費で、庁舎の基本・実施設計委託料及び地質調査業務委託料の増額補正を行っております。

なお、この基本・実施設計委託料及び地質調査業務委託料は、債務負担行為の追加をお願いしておりますとともに、本日、議場配付にて参考資料を添付させていただいております。

3目防災費は、入札執行残の減額補正を行っております。

58、59ページをお願いします。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は、指定寄附に伴います吹奏楽楽器などの備品購入費の増額補正です。

2項小学校費、1目学校管理費は、指定寄附に伴います的当て板設置工事などの増額補正です。

3項中学校費、1目学校管理費は、中学校施設管理事業費で、指定寄附に伴いますシユート板設置工事などの増額補正を、中学校施設整備事業費で、国の補正予算(第2号)に伴います大柿中学校渡り廊下耐震改修工事及び空調設備設置工事の増額補正を行っております。

60、61ページをお願いします。

4項社会教育費、4目図書館費は、一般事務嘱託員と非常勤司書の雇用状況による報酬の組み替え補正です。

13款諸支出金、2項、1目公営企業費は、下水道事業会計の補正に伴います繰出金の増額補正です。

予算書5ページにお戻りください。

第2表 債務負担行為補正は、追加としまして、認定こども園・保育園及び学校の給食運搬・運行管理業務委託など、来年度の業務などにつきまして、本年度中に契約手続を要するもののほか、消防庁舎建設事業基本・実施設計委託などの計16件をお願いしております。

6ページ、7ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正は、追加としまして、一般単独事業債の合併特例事業で、消防庁舎整備事業、中学校整備事業(国2号補正)にかかわるものでございます。過疎対策事業債で路線バス購入費補助事業の3件をお願いしております。

変更としまして、公共事業等債の海岸保全施設整備事業で、海岸保全事業県負担金(海岸分)の増額、一般単独事業債の合併特例事業で、急傾斜地崩壊対策事業の減額、過疎対策事業債で過疎地域自立促進特別事業(路線バス購入費補助事業)の減額の3件をお願いしております。

なお、64、65ページに給与費明細書を、66、67ページに債務負担行為の支出予定額等調書を、68ページに地方債の現在高見込み調書をそれぞれお示しをしております。

以上で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,135万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ164億120万9,000円とする一般会計補正予算(第3号)の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長(山根啓志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 57ページの消防庁舎の額、3,889万8,000円、それに伴うて、委託料ですね、ページ数で、55ページの119万9,000円、これ、鷺部公園を廃止するから、都市公園の変更が生じて、委託をするということだろうと思います。

それで、現在の鷺部公園の面積をどれだけ取るのかということと、それから現在の鷺部公園には、ちょうど真ん中あたりに道路と旧護岸、パラペットがありますが、補助金の適化法に該当するんじゃないかというふうに思います。

それから、道路の公用廃止も伴ってくるんじゃないかと思うわけですが、これらの関連はどのように進んでいるのか、都市公園への変更はまだこれからだろうと思うんですが、そこらを聞かせていただきたいんです。

○議長（山根啓志君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 消防長の丸石でございます。初めに、添付資料でイメージ図を配付させてもらったんですけども、訂正がございますので、おわびいたします。

消防本部の庁舎のほうです。鷺部のほうなんですけども、江田島公民館とありますけれども、鷺部公民館へ訂正をお願いします。どうも申しわけございませんでした。

それでは、まず私のほうから、面積についてお答えいたします。

このイメージ図では、赤線で引いている部分を消防庁舎の建設候補地としていますが、その赤線の中は約6,500平米近くあると思うんですけども、その中で、消防本部が予定していますのは約4,000平米でございます。消防として、希望していますのは、県道44号線に面したところから、ちょうど長方形になるようなイメージを今予定しております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 私のほうから2点ほど答弁させていただきます。

まず1点目の、調査する候補地の中に、旧護岸であったり、道路敷があったりということがありまして、適化法の関係であったり、公用廃止の手続といったことに対する御質問でございますけども、まず、設計委託を進めるに当たりまして、基本検討業務のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。この基本検討業務の中におきまして、関係法令でありましたり、敷地条件等の整理、こういった基本的なことをまず調査をさせていただきたいというふうに考えております。その上で、必要な手続について進めていきたいということを考えておりますので、現時点で、これらの手続については、まだ着手はしてございません。

それからもう1点、都市計画の手続の件についてですけれども、まず鷺部公園、消防本部を建設するに当たりましては、都市計画変更が必要になってきます。これは、市が決定をする手続の流れになってまいりますけれども、今回補正をお願いしております都市計画の変更図書の作成と、まずはこの作成業務のほうに着手したいというふうに考えております。この都市計画を変更するに当たりましては、広島県との協議というものも必要になってまいりますので、まずは変更図書の素案をつくるための業務を進めながら、県と下協議をして、案をつくっていききたいという状況でございます。ですので、具体的

には、まだ都市計画の変更についての作業のほうは進めているところではございません。今後、進めていくという状況でございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 鷺部公園、この公園の減額、約4,000平米ということですが、これはどこか代替地を求めなければいけないと思うんですが、この代替地はどこを計画しておるのか。それから、この公園は今、近隣公園になつとります。そうすると、あれは近隣公園というのは、公園法ではたしか0.2ヘクタール、基準があるかと思うんですが、ごめんなさい、面積が1.2か2ヘクタールかの基準だったろう思うんですが、面積が随分少なくなるので、児童公園にされるのか、そのまま近隣公園にされるのか、それと公園の変更に当たって、変更の理由が当然出てくるわけですが、ただ単純に消防庁舎を建設するということでは、恐らく理由にはならないというふうに我々の長い経験から思うわけで、消防庁舎他のところでもあるじゃないか、何で公園へ求めにやならんのかと、こういうことに恐らくなるだろうと思うんです。ここの理由はどのように考えておるのか。

以上、お願いします。

○議長（山根啓志君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 先ほどの1点目の質問でございます。

代替地の件なんですけれども、中央にありますもとの旧江田島小学校の跡地を代替地と考えています。

以上です。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） まず、鷺部公園の取り扱いについてですけれども、現時点で都市計画法上、近隣公園という位置づけになっておりまして、要件といたしましては、議員御指摘のとおり2ヘクタールということが、ある一定の基準としてなっておりますけれども、それを今回、面積が減ることによって児童公園とするかどうかにつきましては、今後県との協議を踏まえまして検討していきたいというふうに考えております。

また、変更するに当たっての理由についてですけれども、議員御指摘のとおり、単純に消防本部を設置するという理由では、厳しいだろうというふうに我々も思っております。ですので、今後の進め方といたしましては、都市計画として公園、先ほど代替地のお話もありましたけれども、その候補地も含めまして、全体の都市計画のあり方というものを考えながら、理由を整理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 最後になりますが、代替地は旧江田島小学校の跡地を求めると、4,000平米とるとということですか。そうすると、あそこはたしか約1万平方メートルですか、4,000平米とったら、あと残りが6,000平米と、6,000平米をほかの利用にするという考えでよろしいんですか。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 旧江小跡地の利用計画ですけども、現在、認定こども園えたじまの建設予定地として、まずは検討しております。その残ったところが、代替する面積とほぼ同程度あるというところまでは確認しておりますので、そういった認定こども園と公園という形の整備になろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

10番 片平 司議員。

○10番（片平 司君） 私は、ちょっと、いろいろ減額になつとる理由をお尋ねいたします。

49ページに漁港事業費で、世上と美能、畑漁港が予定しておったんですが、これが1,760万円が減額になつとるんですが、この理由。

それで、51ページの道路維持管理事業費で、当初予算は1億1,260万円でしたが、工事請負費が5,625万円減額になっております。

同じく、道路改良事業費で1,900万円、工事費が減額になっておりますが、この理由ですね。

それと、53ページに急傾斜地崩壊対策事業費として、当初予算では6,700万円計上されておったんですが、約半分の3,100万円が減額になっておりますが、余りにも多く予算つけ過ぎて余ったんか、工事がそれだけかからなかったんか、安くできたんか、この辺の理由はあると思うんですが。

それから、55ページに、今の消防署の建てるところと関連するんか知りませんが、都市下水路維持管理事業費が4,200万円ほど減額になっておりますが、初期費用は4,650万円の予算が組まれておりましたので、これはまず、やらんのと同じじゃないかなと思っておりますんで、これに関連して排水機場維持管理事業費も当初予算で4,450万円が3,600万円減額になっております。

それと、ストックマネジメント計画策定事業費の委託料は1,750万円丸々が減額になっておりますんで、これはどういうことなのか。

あとは、59ページに学校の寄附金をいろいろしてもろうて、備品、いろいろ買っておるんですが、小学校施設管理事業費の中で、工事請負費というのがあるんですが、この工事は。あと、中学校、さっき言いよりましたんで、この小学校の施設管理事業費、どこの小学校で何の工事か、これは空調工事か何かするのか。

それと、64ページに職員の給与費明細書というのがあるんですが、ここの中では、後で一覧表でもらいたいんですが、特別職の職員数が1,586人とありますよね、これがどうもようわからんのですが。

以上です。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） まず、全体を通してということでお答えさせていただければと思うんですが、歳入歳出予算、一般会計の前段で、今回の歳入歳出予算の主なものということで説明をさせていただきましたときに申しましたように、今回の事業費の

減額に伴いますものは、国・県の補助事業が内示を受けたもので、その決定に伴いまして減額をしたものでございます。

本市のような自主財源の乏しい市町でありますと、国・県から有利な補助事業をいただきながら、交付金などをいただきながら事業費の執行計画を立てていくわけですが、今年度については、国の内示額が大変厳しい状況にございました。

当初予算ベースで申しますと、交付金事業では当初予算で3億8,490万円の事業費を計上しておりましたが、国から内示をいただいた額が1億8,990万4,000円で、内示率にしますと56.3%ということで、私どものほうが国に当初お願いをしておりましたものよりも、内示が6割ほどの内示しかいただけなかったということで、今回の補正予算については、その内示の額が決定をいたしましたので、国の内示に伴いまして、大幅な事業費を減額をさせていただいております。

個別の事業については、それぞれまた担当部長のほうからも回答があらうかと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 先ほど山本部長からもありましたように、ほとんどが言われたところにつきましては、国なり県なりからの補助の内示率が低かったために減額をさせてもらうものとなっております。

まず、49ページにつきましても、内示率が下がったためということになってございます。それから51ページの道路改良事業費、こちらにつきましても同様でございます。道路維持管理費、こちらの5,625万と、あとは1,900万ということで、減額になっておりますけれども、どちらも内示額が下がったために事業調整させていただいたというものでございます。

それから、53ページ、こちら急傾斜ですけど、こちらは県費補助ということで、平下地区でやっておりますけれども、こちらのほうも今年度完成をしたいということで、予算要望はしたんですけども、満額つかなかったということで減額をさせていただいております。

続いて、55ページですけれども、こちらは都市下水路の維持管理事業ということで、大原のポンプ場と中町雨水排水センターの業務ということで計上させていただいておったところですけども、こちらのほうは下水道事業と一括して交付金の申請をするわけですけども、こちらも内示率は約半分ということで、かなり低い状況にございました。下水道課、建設課、都市整備課というところで、3課で調整をしたところ、下水道事業を今回は優先してやろうという整理になりましたので、建設課分の大原ポンプ場、こちらは、ポンプのオーバーホールということもありまして、中途半端なお金ではなかなか工事ができませんので、来年度に先送りということをお願いいたしました。

同様に、中町雨水排水センターの耐震診断であったり、ストックマネジメントといったことにつきましても、来年度に先送りという形にさせていただいたものでございます。

私からは以上です。

○議長（山根啓志君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 59ページの教育費、小学校費の工事請負費でございま

す。二つの工事がございます。一つは、江小の特別支援教室に空調を設置いたします。これが120万円。もう一つは、寄附に伴う切串小学校にシュート板と大型遊具、これを設置する工事が550万円、合わせて670万円でございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平 司議員。

○10番（片平 司君） ということはね、予算に計上しとっても、国と県から補助金がおりにかたらできないと。来年もするんじゃないと思うんじゃないけど、来年も計画は立てて、また国から県からおりにかたら、またこれもということになる。そういう理解でええんですかね。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 議員御指摘のとおり、我々としてはこういった事業が必要だということで要望させていただこうというふうに思っておりますけども、その要望額が、今回のように満額つくとは限らないということで、認証率といいますか、内示額がどの程度下がってくるかというのは、はっきり言ってわからないですけども、こういった事態が来年度生じる可能性としてはあるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平 司議員。

○10番（片平 司君） 急がんでもええ事業はないと思うんじゃないけど、特に私が気になるのは、急傾斜地の事業なんかは、これやっとかんと、起こってしもうたら金が倍かかるんじゃないかなと思うんじゃないけど、その辺はやっぱりもうちょっと、重要度というか、危険度というか、そういうところから、なるべくそっちへ金使うて、後回しにしてもええなというところは、それやっと思えるんですが、その点、よろしくお願ひします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 1点、先ほど御質問がありました64ページの給与明細書の表についてでございますが、ここに掲載しておりますその他特別職1,566名について、一覧表を求めるということでもございましたが、こちらにありますのは、午前中、同意などをいただきました、例えば公平委員会の委員さんでありますとか、固定資産税の評価審査委員会の委員さんでありますとか、各種委員会で委員さんを委嘱をさせていただいておりますので、そういった委員の皆様方の報酬でございます。

また、一覧表については提示をさせていただきます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 私は2点ほどお聞かせください。

5ページの消防庁舎建設事業基本・実施設計委託ということで、債務負担行為、9,076万1,000円が組まれております。これについて、本年度、先ほど補正で4,171万7,000円の予算も組まれておるんですが、これについては、別物の考え方なのか、それとも9,076万1,000円のうち、この4,171万7,000円の

補正分が含まれておるのかどうか。そこを確認をさせていただきます。

それと、先ほど片平議員のほうから予算的な減について、多額に及んだらというような御指摘があって、私もそれについてお聞きしたかったんですが、ほとんど聞かせてもらいましたので、よろしいんですが、ちょっと気になるのが、3億8,490万円で、内示額は1億8,990万円だったということ、これについて、基本的にこれは人員配置の関係が、私は出てくるんじゃないかなという思いがしております。例えば、来年、5億円なら5億円の全体工事があるんで、人員配置はこのぐらいにしてほしいという各課の要望に基づいて、当然私は人配をするんだらうと思うんですね。そこらあたりで、半額以下になるということは、そこらあたりはどういうことになっておるのかなという気がします。

来年も同じように、例えば、申請をしていく、予算づけをしていくならね、そこらあたりはもう既に、落とすことは覚悟でやっておられるのかどうか、そこらあたりをお聞かせください。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） ただいま酒永議員に御指摘いただきましたこの内示額の大幅な減と、来年度の人員配置についてどのように考えておるかとの御質問でございましたが、この内示額の減の要因について、まだ詳細な分析ができておりません。それとまた、組織ヒアリング、人事ヒアリングなども、そのあたり、土木建築部、また事業課などと詳細な詰めができておりませんので、ただいま御指摘いただいた内容を十分吟味しながら、分析をしつつ、来年度の人員配置について関係部局と連携を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 私のほうからは、来年度の予算要求の姿勢というところでお答えさせていただきます。

先ほど答弁をさせていただきましたけれども、来年度も市として必要な予算額については、しっかりと予算要求をしていきたいというふうに考えております。そのためには、県なり、国なりの要望というのは行っているところでございます。

今回と同様なことが起きるかもしれませんが、市の姿勢としては、やりたいことはしっかりと要求していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） それでは、5ページの債務負担行為補正のことなんですけれども、別個もんでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 予算要求と人配については、大変シビアなこと出てくると思いますのでね、十分よくよく検討されて、双方ともに納得いくようなことで進めていただきたいと思います。

消防庁舎のことについては、別物ということになりますと、今回補正、4,170万円、平成29年度で9,076万1,000円の、これは別契約ということになりますと、合わせて1億3,000万円という多額な経費がこの基本・実施設計にかかるということでしょうか。

○議長（山根啓志君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） はい、そのとおりでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 私がこれが妥当かどうかという判断がなかなかつかないんですが、当然、これは本庁舎と出張所の両方だろうと思うんですけど、それに1億3,000万円もかかるというのは、私から考えたら、随分多額という思いがあるんですね。そこらあたり、もし、きょうでなくてもよろしいので、そういう積算根拠いうのをお示しいただければありがたいと思います。

○議長（山根啓志君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 後日、お示しいたします。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第20 議案第77号

○議長（山根啓志君） 日程第20、議案第77号 平成28年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第77号 平成28年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成28年度江田島市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、第1項 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,682万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ46億6,103万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） 議案第77号 平成28年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入では保険基盤安定負担金の確定、人事院勧告の実施に伴う職員給与費等の人件費の補正、財政安定化支援事業の確定に伴う一般会計からの繰入金の増額を、また歳出では、職員給与費の増額、療養給付費の財源更正、前年度の療養給付費負担金の確定により返還金が生じたため、補正をお願いするものです。

なお、返還金の財源といたしまして、前年度繰越金を充当させていただくこととしております。

では、まず歳入から説明いたします。

事項別明細書の72、73ページをお開きください。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は、1節保険基盤安定繰入金、2節職員給与費等繰入金、4節財政安定化支援事業繰入金、それぞれ増額補正するものです。

次に、10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、1節その他繰越金において前年度繰越金が増額補正です。

続きまして、歳出でございます。

74、75ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の001職員給与費において、2節給料及び3節職員手当の増額補正です。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は、保険基盤安定繰入金の一般会計繰入金の増額に伴い財源更正するものです。

最後に、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の001療養給付費等返還金におきまして、23節償還金利子及び割引料として返還金の増額補正となります。

以上で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,682万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ46億6,103万円とする、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより直ちに採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

起立全員です。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 1 議案第 7 8 号

○議長(山根啓志君) 日程第 2 1、議案第 7 8 号 平成 2 8 年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。  
直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。  
明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第 7 8 号 平成 2 8 年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 2 号)でございます。  
平成 2 8 年度江田島市の介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条、第 1 項 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 0 8 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3 6 億 5, 9 9 8 万 8, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長(山根啓志君) 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長(峰崎竜昌君) 議案第 7 8 号の平成 2 8 年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 2 号)につきまして、説明いたします。

このたびの補正は、歳入では人事院勧告の実施に伴う職員給与費等の人件費の補正に伴う地域支援事業に係る国庫支出金などの増額、これと事務費に係る一般会計繰入金

増額を、また歳出では、職員給与費の増額と、来年度策定を予定しております第7期介護保険事業計画に係るニーズ調査の費用を増額をお願いするものでございます。

それでは、まず歳入から説明いたします。

事項別明細書の82、83ページをお開きください。

まず、人事院勧告の実施に伴うものが3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）及び5目、同じく地域支援事業交付金（介護予防日常生活総合事業以外）、これにおきまして、それぞれ1節現年度分の増額補正です。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金において、1節現年度分の増額補正です。

次に、5款県支出金、3項県補助金、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び4目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、これらにおいて、それぞれ1節現年度分の増額補正です。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）におきまして、それぞれ1節現年度分と、1枚めくっていただいて、80、81ページ、こちらをごらんください。

上段の部分になりますけれども、5目その他一般会計繰入金の1節職員給与費繰入金（一般事業）の増額補正となります。

以上が人事院勧告の実施に伴う補正となります。

次に、ニーズ調査実施の財源といたしまして、同じく5目その他一般会計繰入金の3節事務費繰入金（一般事業）の増額補正です。

続きまして、歳出でございます。

86、87ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の001職員給与費において人事院勧告の実施に伴い、2節の給料及び3節の職員手当等の増額補正です。

次に、同じく1目の一般管理費の002介護保険一般事業費におきまして、第7期介護保険事業計画の策定に先立ち実施しますニーズ調査に伴いまして、12節役務費及び13節委託料の増額補正です。

最後に、5款地域支援事業費、1項地域支援事業管理費、1目一般管理費の001職員給与費において、2節給料及び3節職員手当等の増額補正です。

以上で歳入歳出予算の総額に、それぞれ208万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億5,998万8,000円とする介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 2 議案第 7 9 号

○議長(山根啓志君) 日程第 2 2、議案第 7 9 号 平成 2 8 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第 7 9 号 平成 2 8 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算(第 1 号)でございます。

平成 2 8 年度江田島市の地域開発事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条、第 1 項 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 1 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 5, 3 8 1 万 5, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、土木建築部長から説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長(山根啓志君) 木村土木建築部長。

○土木建築部長(木村成弘君) それでは、議案第 7 9 号 地域開発事業特別会計補正予算(第 1 号)につきまして説明いたします。

このたびの補正予算は、江田島町小用ウシイシ地区における水産企業移転用地の整備に当たり、利用計画の一部に変更が生じ、雨水排水施設の設計を修正する必要があることから、委託料 8 1 万 5, 0 0 0 円の増額補正をお願いするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の 9 4、9 5 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金が増額補正となります。

9 6、9 7 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款1項1目地域開発事業におきまして、雨水排水施設の修正設計に係る委託料が増額補正となります。

以上で歳入歳出予算の総額に、それぞれ81万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,381万5,000円とする地域開発事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長(山根啓志君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平 司議員。

○10番(片平 司君) ちょっと違うんじゃないかね、これね、多分来年度もまた何億か予算つくんじゃないかね、何年かかるん、あと。平成31年か2年ごろぐらいには終わるんじゃないが、これがまた莫大な金を使うとるんじゃないかね、まだまだ金くい虫なんか、そこはちょっと。

○議長(山根啓志君) 木村土木建築部長。

○土木建築部長(木村成弘君) こちらの小用ウシイシ地区の開発というか、事業期間ですけれども、現在のところ31年度間ということで県と調整し、事業を進めているところでございます。

申しわけありません。事業費につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、ちょっと調べさせていただければというふうに思います。

○議長(山根啓志君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第23 議案第80号

○議長(山根啓志君) 日程第23、議案第80号 平成28年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第80号 平成28年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成28年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、第1項 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ733万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,107万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

内容につきましては、産業部長から説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） それでは、議案第80号 宿泊施設事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

このたびの補正は国民宿舎能美海上ロッジを来年4月以降休止することに伴い、その代替補完施設として、サンビーチおきみを通年営業できるよう準備するため、空調設備の改修に伴う増額補正となっております。

なお、本件は9月議会において補正を行っておりますが、改修設計を行う過程において、新たに別系統のふぐあいが生じたことから、それに対する補正となっております。

また、シーサイド温泉のうみ、サンビーチおきみ、この2施設の指定管理料の債務負担行為を第2表で設定しております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

102、103ページをお開きください。

まず、歳入ですが、1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金として、本会計の歳出に対応した733万3,000円を増額しております。

続いて、歳出ですが、104、105ページをお開きください。

1款事業費、1項管理費、1目管理費、1宿泊施設管理運営事業費として、工事請負費733万3,000円の増額です。内訳は、サンビーチおきみの空調設備の更新です。

続いて、106ページをお開きください。

こちらには、先ほど議案第75号で議決いただきました指定管理の2施設の指定管理料の平成29、30年度の2カ年の債務負担行為を設定しております。単年では1,028万6,000円としております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平 司議員。

○10番（片平 司君） ケチをつけるわけじゃないんだけどね、750万円ほど、サンビーチにかける、空調設備でしょう、3年ぐらい前にも2,000万円ぐらいかけて、屋根を修理しましたよね、サンビーチは。それで、来年から通年営業するんじゃないと思うんだけど、大丈夫なんかと思うんですね。先ほども言ったんじゃないけどね、宿泊客少ないでしょう、あそこ。どうなんか、その辺、ちょっと見通しがあなたらにもあると思うんじゃないけども、教えてもらいたいんです。

それと、能美ロッジはどうされるんですか、あれは。休止になったら。これも心配じゃないけど。あのまま置いとくわけにもいかんと思うんじゃないけど、どうするのかなと思うて。どっちにしても使えんのでしょうか。更地にするのか、あのままずっと置いとくのか、どうするのか、その辺も見通しは立っとなでしよう、ほぼ。

もう一つはね、能美ロッジに対して、あそこの前の海岸をきれいにするのに、清掃料というか、そういう名目で何ぼか出しとると思うんですよ。海岸掃除代というか、どういう名目だったか、ちょっと忘れたんですけど。それで、問題は、あそこを清掃しよるのは、ロッジのそばはちょっとやりよるんじゃないけど、ほとんどはずっと向こうまであるんじゃないけど、海上自衛隊術科学校の生徒、二、三日前も来てやりよったですが。それで、老人会、それから中町、能美中学校の生徒がやるんじゃないけどね、そうすると、ロッジへ清掃代出しよるのは、何のために出しよるかなと思ったりもするんじゃないけど。

以上、わかればね、答弁ください。わからにゃあ、まあいいですよ。

○議長（山根啓志君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） まず、サンビーチの運営については、平成6年のときに、旧沖美町が総合交流促進施設ということで設立しました。それで、決して運営等については、プラスというようなことにはなっておりません。

今回、指定管理施設としてサンビーチおきみとシーサイド温泉のうみということで、出ささせていただいておりますけれど、休暇村サービスのほうでは、指定管理料を含めた金額によって1施設では無理ですけれど、2施設なら何とかなるであろうということで、手を挙げていただいて、今回上程させていただいて議決をいただいたということで、大丈夫だというふうに判断しております。

大丈夫というのは、市からの追加投資とか、指定管理料とかはないというふうに現段階では考えております。

そして、国民宿舎能美海上ロッジの、跡地の、後の活用については、現在、そこまで詰めておりません。どういうふうにした扱いをするか、海域占用ということで、県のほうに占用申請を出して、海の上を占用させていただいてます。また、施設を撤去するにも、また大変なお金がかかると思いますので、その辺を十分考慮して、新市長のもとで対応していきたいと考えております。

そして、海岸清掃の業務委託については、指定管理というか、業務委託ということで出しておると思います。海に親しんでいただくように、先日も海上自衛隊の方が来て、

360人ぐらいの方が来られて、清掃していただいております。ですけど、やはり北に面しておりましたら、やはりカキのフロートとか、藻とか、ああいうものが1週間もしたら寄ってくるということで、向こうも、ロッジのほうも一生懸命掃除をしていると思います。その辺を考慮いただいて判断していただければと思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第24 議案第81号

○議長（山根啓志君） 日程第24、議案第81号 平成28年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第81号 平成28年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

内容につきましては、企業局長から説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） 議案第81号について御説明いたします。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う補正を行うものです。

水道事業会計補正予算書の1ページをごらんください。

第1条 平成28年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度江田島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものです。

支出について、第1款水道事業費用の第1項営業費用を92万9,000円の増額補

正を行いまして、第1款水道事業費用の合計額を8億1,544万9,000円とするものです。

補正の内容は、職員給与改定による給料等の増額です。

第3条 予算第4条に定めた支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第1款資本的支出の第1項建設改良費を8万4,000円の増額補正を行い、第1款資本的支出の合計額を3億4,356万3,000円とするものです。

補正の内容は、職員給与改定による給与等の増額です。

これに伴い、第3条本文にあるように、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額2億4,247万8,000円を2億4,256万2,000円に増額し、及び建設改良積立金9,053万4,000円を9,061万8,000円に補正します。

第4条 予算第6条に定めた職員給与費を101万3,000円の増額補正を行い、1億1,988万9,000円に改めるものです。

キャッシュフロー計算書は4ページに、費目別内訳は7ページ、8ページに記載してあるとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第25 議案第82号

○議長（山根啓志君） 日程第25、議案第82号 平成28年度江田島市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第82号 平成28年度江田島市下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

内容につきましては、企業局長から説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） 議案第82号について御説明いたします。

このたびの補正は、職員の給与改定と債務負担行為の計上に係る補正を行うものです。

下水道事業会計補正予算書の1ページをごらんください。

第1条 平成28年度江田島市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度江田島市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入について。

第1款下水道事業収益の第1項営業収益を23万9,000円の増額補正、第2項営業外収益を15万7,000円の増額補正を行い、第1款下水道事業収益の合計額を1億4,962万8,000円とするものです。

支出について、第1款下水道事業費用の第1項営業費用を39万6,000円の増額補正を行い、第1款下水道事業費用の合計額を1億4,505万2,000円とするものです。

補正の内容は給与改定による給料等の増額補正です。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入について、第1款資本的収入の第2項出資金を25万5,000円の増額補正を行い、第1款資本的収入の合計額を5億1,528万8,000円とするものです。

支出について、第1款資本的支出の第1項建設改良費を25万5,000円の増額補正を行い、第1款資本的支出の合計額を7億9,953万5,000円とするものです。

補正の内容は給与改定による給料等の増額補正です。

第4条 予算第7条に定めた職員給与費を65万1,000円の増額補正を行いまして9,175万2,000円に改めます。

第5条 予算第8条に定めた一般会計補助金を15万7,000円の増額補正を行いまして9,111万5,000円に改めます。

第6条 予算第8条の次に、次の1条を加える。第9条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおり定める。これは、本市が管理する各浄化センターにおいて維持管理、汚泥運搬、汚泥処分等の業務を年間を通して委託契約するため、年度末に翌年度の契約を締結しております。

キャッシュフロー計算書は6ページに、費用別内訳は8ページから9ページに、債務負担行為に関する調書は10ページから12ページに記載してあります。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(山根啓志君) 先ほどの質問で、土木建築部長のほうからちょっと説明がありますので、お願いします。

木村土木建築部長。

○土木建築部長(木村成弘君) 先ほどの地域開発事業の事業費についてお答えいたします。

開発事業の全体事業費といたしましては、平成8年から31年度の予定ですけれども、約36億5,000万円となっております。

それで、平成28年度以降の残事業といたしましては、約1億9,000万円を見込んでおります。

以上です。

## 散 会

○議長(山根啓志君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日12月14日から12月20日までは休会とし、2日目は12月21日午前10時に開会いたしますので、御参集お願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

(散会 14時23分)